

令和2年4回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和2年4月28日(火)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時 5分

#### 委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	野 澤 明 廣	出	11	内 田 平 三	出
2	石 澤 清 治	出	12	坂 本 和 彦	出
3	八 木 秀 雄	出		坂 本 規 男	出
4	柴 崎 高 志	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		加 藤 和 明	出
6	新 井 一 弘	出		須 賀 正 光	出
7	小 和 瀬 守	出		野 口 秀 明	出
8	石 田 裕 司	出		吉 田 一 行	出
9	小 野 田 房 良	出		關 谷 利 男	出
10	中 嶋 安 男	出		小 淵 美 喜 夫	出

#### 議事参与者

##### 職 員

局 長 大野芳春  
次 長 清水周二  
書 記 青木智史  
書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
事務局長 議長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和2年第4回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席委員は全員で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
事務局長	<p>令和2年第4回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第18号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第19号から議案第23号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p>
議長	<p>日程第5、議案第24号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは、小和瀬守委員と石田裕司委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第17号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書1ページを御覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第17号につきましては、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人である〇〇さんは、深谷市及び寄居町にて、酪農業を行っております。申請地において、イタリアングラス、ソルゴーといった酪農の飼料用作物の栽培を行いたいということから、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第2号農地所有適格法人、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>八木委員。</p>
八木委員	<p>4月25日土曜日に、室岡会長と打合せ後に、現地調査を行いました。今までは、小麦を中心とした栽培をしていた畑地であったと聞いております。現地調査時も、きれいに耕耘がなされておりました。譲受人である酪農家の〇〇さんが売買されるということで、特に問題は</p>

発 言 者	内 容
議長	ないかと思えます。御審議をお願いいたします。 他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 17 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 17 号は原案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 18 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 18 号につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 2 ページを御覧ください。 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。 それでは、議案第 18 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	申請地は、これまでも県営住宅住民用の駐車場として利用されておりましたが、許可を取らずに使用していたことがわかり、今回正式に許可を取り、今後も利用していきたいとのことで、今回の申請に至ったとのことです。こちらは、追認の申請となります。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 4 条第 6 項第 1 号、ロ、(1)の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。また、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えております。 なお、今回の申請には、始末書が添付されております。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 須賀委員。
須賀推進委員	18 号につきまして、御報告いたします。4 月 25 日土曜日の午前中に、中嶋委員と私須賀で、面談及び現地調査を行いました。これについては、お父様が行っていたので、本人については何も知らされておらず、許可をもらっているかどうかわからなかったということでございまして、今回の申請に至ったということでございます。なお、近隣の農地、農業への影響はないものと思われまますので、よろしく御審議をお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 18 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 続きまして、日程第 4、議案第 19 号から議案第 23 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。

発 言 者	内 容
事務局	<p>それでは、議案第 19 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページを御覧ください。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 19 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人である〇〇さんは現在、借家にお住まいですが、子どもが成長し、また、家族が増え手狭になるため、申請地を買い取り、自己用住宅を建築したいとのことから、今回の申請に至ったとのことでした。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えております。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎委員	<p>先日 25 日に、坂本委員さんと現地を見てまいりました。現況は雑種地ということでございますが、まあまあきれいになっておりました。北側に馬入れみたいなものがあり、南側には道がありまして、多少高低差がありますが、特に問題はなかろうと思っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 19 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 20 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 20 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人である〇〇さんは現在、実家にお住まいですが、結婚を機に実家から独立することを決め、勤務先や日常生活の利便性を検討した結果、申請地を買い取り、自己用住宅を建築したいとのことから、今回の申請に至ったとのことでした。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えており</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>ます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>八木委員。</p>
八木委員	<p>4月25日土曜日に、私八木が現地調査と聞き取りを行いました。申請地は、北側、西側を5メートル道路に接した角地で、周辺は、既に戸建て及び集合住宅が立ち並んでおります。隣地境界は、ネットフェンスで仕切られておりまして、道路より15センチ程度の地盤面の高さとなっている畑地であります。規模的にも、約50坪ということで、戸建て住宅敷地として利用されると聞いておりますが、第3種農地ということで、特に問題はないと思います。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第21号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第21号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>他の非農地の候補地も検討したそうですが、売地もなく、知人を通じて耕作していない土地であり、所有者の方から譲ってもらえることになったため、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えております。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎推進委員	<p>4月25日の午後、譲渡人である〇〇さんと、面談及び現地を確認してまいりました。この土地については、以前水田で利用しておったのですが、農業の後継者もないということと、また、本人が高齢になってきて身体も思うように動かないということで、この土地を管理することが出来ない状態になってきたため、土地を売買したいということだそうです。この話は、約3年前に始まったのですが、権利書の地番と登記所の地番と役場の台帳と食い違いがあり、その訂正をするために時間がかかりましたが、何とか解決して、売買することが出来るということで、周辺については、案内図を見ていただくとおり、東側に川があり、その西で、以前は水田でしたが、耕作できず、管理していた状態であったそうです。周辺は、既に周り中が宅地化されて、コンクリートブロックの擁壁が張り巡らされております。むしろ、農地としての利用は不可能に近いような土地として見てまいりましたので、よろしく御</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>審議のほど、お願いいたします。</p> <p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 21 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 22 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 22 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>平成 30 年度第 1 回寄居町農業振興地域促進協議会の議案第 5 号で御審議いただきました農地が、今回の申請地となっております。こちらは、事業規模を拡大するために資材置場として区域を拡張したいとのことで、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>吉田委員。</p>
吉田推進委員	<p>4 月 25 日に、坂本農業委員さんと一緒に現地確認をしました。譲受人である〇〇さんは、鉄くずをリサイクルする工場でありまして、大型車を 4 台くらい持っており、今現在も、少し狭い土地にトラックを置いてあったり、工場の敷地内に止めてあるという状況であります。申請地は、ちょうど東側で、何も耕作されていない土地で、何年も耕作されていない状態かなと思いました。その東側に、自動車修理工場があるような状況でありまして、近隣には支障がない状況と思えます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 22 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 23 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 23 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>出店を行ううえで、寄居町内にまだ出店できていない〇〇地区を中心として、交通量や標準の敷地を確保できる土地が今回の申請地だったため、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えております。</p> <p>なお、開発の事前協議が必要な案件でもありまして、現在、担当課である都市計画課と協議をしていただき、手続きを進めている所でございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>新井委員。</p>
新井委員	<p>4月25日土曜日に、小淵委員さんと關谷委員さんと一緒に、面談と現地調査に行っていました。旦那さんがいらっしゃる、奥様からのお話ですが、信号機の側に空き地がありまして、その空き地と一緒に貸すような相談をされているようなお話でした。すぐ北側に、昨年、太陽光発電の申請をされまして、太陽光発電は既にできております。その時と同じに、奥様のお話では、農業をするのもなかなか大変で、除草も大変ということで、こういったことを考えたというお話でした。また、近所を見ましても、譲渡人である〇〇さんの畑が多いような感じになっていまして、隣近所にも迷惑をかけるような状況ではありませんので、御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>
	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
	<p>議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
	<p>続きまして、日程第5、議案第24号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p>
	<p>それでは、議案第24号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の4ページを御覧ください。</p>
	<p>農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第18条第1項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p>
	<p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり、安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p>
	<p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第3条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第3条の許可は不要となるものでございます。</p>
	<p>それでは、議案第24号につきまして、御説明申し上げます。</p>
	<p>借受人は、(議案書整理番号1の借受人)以下2人です。</p>

発 言 者	内 容
	<p>貸付人は、(議案書整理番号1の貸付人)以下2人です。</p> <p>合計6筆で6,699平方メートル、そのうち、田が、4筆で4,476平方メートル、畑が、2筆で2,223平方メートルです。</p> <p>なお、御決定をいただきました後に、同法第19条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。</p>
	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
	<p>議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p>
	<p>以上で全ての議案審議が終了いたしました。</p>
小和瀬委員	<p>委員さんから、何かございますか。</p>
	<p>ちょっといいですか。</p>
小和瀬委員	<p>小和瀬委員。</p>
	<p>先ほどの利用権設定についてですが、印刷ミスと思いますが、始期と終期のところが平成になっておりますが、令和の誤りではないでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>申し訳ございません。次回から訂正いたします。</p>
議長	<p>他にございますか。</p>
	<p>(委員からなしの声)</p>
議長	<p>事務局から、何かありますか。</p>
事務局長	<p>事務局から1点、御連絡をいたします。</p>
	<p>次回の総会ですが、5月26日火曜日の午後1時30分からでお願いいたします。繰り返し申し上げます。5月26日火曜日の午後1時30分からでお願いいたします。</p>
議長	<p>以上、よろしくをお願いいたします。</p>
	<p>それでは他に無いようですので、令和2年第4回総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>御協力ありがとうございました。</p>
	<p>(起立・礼・着席の発声)</p>



発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p>小和瀬守委員      石田裕司委員</p> <p>以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和2年4月28日</p> <p>議 長      室岡重雄</p> <p>委 員      小和瀬守</p> <p>委 員      石田裕司</p>